

第 4612 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 11月 15日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 試験研究費の取扱い

Q：試験研究費の税務上の取扱いは、どのようになっていますか？

A：次のようになっています。

【解説】

試験研究費は、以前は繰延資産として取り扱われていましたが、現行ではその内容や性格から次のように取り扱われています。

- ① 期間費用となるもの
- ② 棚卸資産（製造原価）になるもの
- ③ 固定資産になるもの
- ④ 繰延資産になるもの

①は一般管理費として発生ないしは支出した事業年度の損金となるものです。②は棚卸資産の取得価額を構成するものですが、基礎研究及び応用研究の費用並びに工業化研究に該当することが明らかでないものは製造原価に含めなくてよいこととされています。この場合の基礎研究とは自然現象に関する実験等によって法則を決定するための研究をいい、応用研究とは基礎研究の結果を具体的な物質、方法等に実際に応用して工業化の資料を作成するための研究をいいます。また工業化研究とは基礎研究及び応用研究を基礎として工業化又は量産化をするための研究をいいます。③はたとえば試験研究用の建物や設備、器具備品がこれにあたり、これらについては、減価償却により費用化していくこととなります。④はたとえば試験研究のために他の者の有するノウハウを使用するための頭金などが該当します。

